

# 市役所からのお知らせ

**被爆二世の  
無料健康診断**

問 福祉事務所福祉総務係  
☎内線 189

**【対象者】**

長崎県内に移住し、両親またはそのどちらかが原爆被爆者で、長崎被爆は昭和21年6月4日以降に出生（広島被爆においては昭和21年6月1日以降に出生）した人は、無料で健康診断が受けられます。

なお、昨年度、受診票やお知らせの郵送を希望された人は申し込み不要です。

**【申込受付期限】**

令和6年2月9日（金）

**【受診期限】**

令和6年2月29日（木）

**【受診医療機関】**

受診申し込みの際に一覧表を渡します。

**【受診回数】**

受診期間中、一回のみ受診できます。

**地籍調査の  
実施について**

問 建設課国土調査係  
☎内線 208

松浦市では国土調査法に基づき、地籍調査を実施しています。

**【調査対象地区】**

本年度は、御厨町前田免、御厨町里免の一部の一筆地調査を実施します。

**【調査について】**

一筆ごとに現地と法務局の字図を照らし合わせながら、土地の境界や地番、地目などの調査を行います。その際、土地所有者に境界立会いをお願いし、境界杭を設置します。

また、必要に応じて分筆・合筆・地目変更などの聞き取りを行います。

※調査には長い年月を要します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



## 令和5年度の市税等の納付について

問 税務課管理係 ☎内線 116

**納期限**

税目	納期限										
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	12/25	1/31	2/29	4/1
固定資産税	1期	1期	2期	2期		3期		3期		4期	
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
介護保険料		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
軽自動車税（種別割）	全期										

**松浦市コンビニエンスストア収納事務を委託しています**

**【委託先】**

地銀ネットワークサービス株式会社（東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号）

**【納付できる市税等】**

市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育所等利用者負担金、住宅使用料、上下水道使用料

**【提携コンビニエンスストア】**

セブン-イレブン、ファミリーマート、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ミニストップ、ポプラ、セイコーマート、MMK 設置店など  
※そのほかの提携先についてはホームページをご確認ください。

**【スマートフォン等による決済サービス】**

PayPay、LINEPay、PayB、ゆうちょ Pay、支払秘書

詳しくは、右のQRコードより市ホームページをご確認ください。



## 後期高齢者医療健康診査 は申し込みが必要です

問 健康ほけん課健康推進係  
☎内線 129

後期高齢者医療の被保険者で、健康診査の受診を希望される人は、健康ほけん課へ申し込みをお願いします。

### 【申込方法】

問合せ先へお電話ください。

### 【受付期間】

5月1日（月）～

令和6年3月29日（金）

### 【診査料】

無料

※ただし、年度内2回目以降の診査は全額自己負担

受け付け後、健康診査受診券など関係書類を郵送いたします。

なお、住民（集団）健診の申し込みがお済みの人には、受診券を会場でお渡ししますので、郵送はありません。

## 国民健康保険税の税率・税額が変わります

問 税務課市民税係 ☎内線 113

国民健康保険制度は、加入者の皆さまから国民健康保険税を納めていただき、納めていただいた国民健康保険税および国・県からの交付金を基に、病気やケガなどの場合に保険給付を行う相互扶助の制度です。

近年、加入者の高齢化や医療の高度化による医療費の増加などにより、財政運営が厳しい状況が続いています。不足分は、これまで財政調整基金（収入が不足した場合に備えて蓄えている貯金）から補ってきましたが、それでも収入が不足する状態となっており、将来的にも持続可能な国民健康保険事業の運営を行うため、令和5年度の保険税率・税額を改定します。

加入者の皆さまにはご負担をおかけしますが、国民健康保険制度の現状をご理解いただき、ご協力をお願いします。

### 令和5年度国民健康保険税の税率・税額

区分		令和4年度	令和5年度
医療分	所得割	9.3%	9.4%
	均等割（人数割）	30,000円	30,000円
	平等割（世帯割）	22,000円	20,800円
後期高齢者支援分	所得割	2.9%	3.4%
	均等割（人数割）	8,300円	11,000円
	平等割（世帯割）	6,600円	7,200円
介護分	所得割	1.7%	2.2%
	均等割（人数割）	8,000円	11,000円
	平等割（世帯割）	4,600円	6,000円

課税限度額については、後期高齢者支援分が20,000円上がります。

- 医療分  
650,000円
- 後期高齢者支援分  
220,000円
- 介護分  
170,000円

なお、国民健康保険税納税通知書、納付書は6月中旬に送付します。

### 保険税引き上げ抑制のためのご協力をお願い

国民健康保険税は主に病気やケガなどの医療費に充てられるため、医療費が増えると国民健康保険税も引き上げられます。

加入者の皆さまが健康であることが医療費の抑制、すなわち保険税の引き上げの抑制につながりますので、特定健診、各種がん検診、短期人間ドック等を受診し、病気の早期発見、治療または生活習慣の改善に役立ててください。

また、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用も自己負担が減り、医療費全体も抑えられます。